

令和3年1月14日

保護者・生徒の皆様へ

県立尼崎西高等学校
校長 安曇 茂樹

近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について

近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

この状況を踏まえ、県立学校の教育活動は以下のとおりとなります。引き続き、感染防止におきましてご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

(1) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行わない。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

(2) 下記の感染防止対策を徹底する。

- ・感染のリスクが高いとされている活動は行わない。（長時間、近距離での対面形式となる活動、近距離で一斉に大声を出す活動等）
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスク着用の徹底。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用。
- ・毎日の検温、手洗いの徹底。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等における、適切な温度管理等に十分留意したうえでの換気及び、消毒。
- ・食事の際は向かい合わない。食堂の飛沫対策パーティションの設置。
食事が終わるまで会話をしない。会話をするときはマスク着用。
- ・生徒は毎日の登校前の健康観察を徹底。
本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。「出席停止」（欠席でない）扱いとする。
教職員も、健康管理を徹底。
自身や同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は出勤を見合わせる。
- ・生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。

また、活動時間は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

(2) 令和3年2月7日までの間（本県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。

参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 心のケア

児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進

4 1 (2) 下線部の「本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。「出席停止」（欠席でない）扱いとする。」についての補足説明

同居の家族に発熱（37.5℃以上）等の風邪症状がある場合は、以下の流れで連絡・報告等をお願いします。

- (1) 学校に電話する。（06-6417-5021）
- (2) 発熱等受診・相談センター（帰国者・接触者相談センター）に電話する。（別紙参照）
- (3) 学校に「出席停止期間届（同居家族用）」（ホームページからダウンロード）を提出する。